

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 25日

静岡県知事殿

提出者

住所 愛知県名古屋市区則武新町三丁目1番17号

氏名 旭化成ホームズ株式会社

住宅事業中部本部 本部長 松本 信平

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052 - 527 - 3620

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭化成ホームズ株式会社 住宅事業中部本部（静岡・浜松支店）		
事業場の所在地	静岡県	静岡 浜松	市 駿河区南町18-1 サウスポット静岡6F（静岡支店） 中央区板屋町111-2 浜松アクトタワー23F（浜松支店）
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	元請完成工事高 520,501(万円)		
③ 従業員数	540人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	住宅建設工事 ■ 解体工事（がれき類・ガラス陶磁器くず・廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くず・繊維くず・混合廃棄物・石綿含有産業廃棄物） →再生・中間・最終処分業者に委託し、選別・再資源化・埋立処分 ■ 新築工事（がれき類・ガラス陶磁器くず・廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くず） →自社施設にて選別（一部再資源化、有価売却） →委託業者にて再資源化		

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- 本社 サステナビリティ企画推進部および施工・オーナーサービス推進本部
 - ■ 住宅事業中部本部 本部長 (廃棄物処理統括管理責任者)
 - ■ 支店長 (廃棄物処理の地区の統括管理)
 - ■ 住宅事業中部本部 技術部長 (本部長・支店長補佐)
 - ■ 工事現場担当者 (廃棄物処理の現場管理)
 - ■ 下請会社

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	126.474 t
	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	552.432 t
	金属くず	92.944 t
	紙くず	34.351 t
	建設工事の繊維くず	2.825 t
	廃プラスチック類	77.228 t
	木くず	183.804 t
	建設混合廃棄物	41.886 t
	(これまでに実施した取組) 新築産廃：部材拾いの精度を向上し、現場に余剰材を持ち込まない。 床養生材をリユース可能な部材に変更。 事業場ごとの産廃排出量を測定・記録することで部材設定や工法の改善に生かす。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	200.000 t
	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	700.000 t
	金属くず	90.000 t
	紙くず	35.000 t
	建設工事の繊維くず	5.000 t
	廃プラスチック類	85.000 t

		木くず	300.000 t
		建設混合廃棄物	50.000 t
		(今後実施する予定の取組) 新築産廃：事業場ごとの廃棄物の重量測定を行い フィードバックすることで部材拾い出しの精度向上と 現場施工時の余剰材発生量を抑制する。	
産業廃棄物の分別に関する事項			
	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体系産廃：コンクリートがら、アスコンがら、ガラス陶磁器くず、 がれき類、廃プラ、金属くず、紙くず、 木くず、繊維くず 廃石膏ボード、混合(安定)、混合	
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記活動の継続実施。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000 t	
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000 t	
	金属くず	0.000 t	
	紙くず	0.000 t	
	建設工事の繊維くず	0.000 t	
	廃プラスチック類	0.000 t	
	木くず	0.000 t	
	建設混合廃棄物	0.000 t	
	(これまでに実施した取組)		—
	②計画	【目標】	
産業廃棄物の種類		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		0.000 t	
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		0.000 t	
金属くず		0.000 t	
紙くず		0.000 t	
建設工事の繊維くず		0.000 t	
廃プラスチック類		0.000 t	
木くず		0.000 t	
建設混合廃棄物		0.000 t	
(今後実施する予定の取組)		—	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量

①現状	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000 t	0.000 t	
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000 t	0.000 t	
	金属くず	0.000 t	0.000 t	
	紙くず	0.000 t	0.000 t	
	建設工事の繊維くず	0.000 t	0.000 t	
	廃プラスチック類	0.000 t	0.000 t	
	木くず	0.000 t	0.000 t	
	建設混合廃棄物	0.000 t	0.000 t	
	(これまでに実施した取組)			—
	②計画	【目標】		
産業廃棄物の種類		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		0.000 t	0.000 t	
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		0.000 t	0.000 t	
金属くず		0.000 t	0.000 t	
紙くず		0.000 t	0.000 t	
建設工事の繊維くず		0.000 t	0.000 t	
廃プラスチック類		0.000 t	0.000 t	
木くず		0.000 t	0.000 t	
建設混合廃棄物		0.000 t	0.000 t	
(今後実施する予定の取組)			—	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000 t
	金属くず	0.000 t
	紙くず	0.000 t
	建設工事の繊維くず	0.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t
	木くず	0.000 t
	建設混合廃棄物	0.000 t
	（これまでに実施した取組）	
	—	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000 t
	金属くず	0.000 t
	紙くず	0.000 t
	建設工事の繊維くず	0.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t
	木くず	0.000 t
	建設混合廃棄物	0.000 t
	（今後実施する予定の取組）	
	—	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
【前年度（令和 5年度）実績】		

産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	35.700	37.942	0.000	0.000	73.642
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	324.218	165.730	0.000	0.000	489.948
金属くず	47.686	27.883	0.000	0.000	75.569
紙くず	7.683	10.305	0.000	0.000	17.988
建設工事の繊維くず	1.352	0.848	0.000	0.000	2.199
廃プラスチック類	7.422	23.168	0.000	0.000	30.590
木くず	72.760	55.141	0.000	0.000	127.901
建設混合廃棄物	41.262	0.000	0.000	0.000	41.262
（これまでに実施した取組） 解体産廃：解体現場分別の推進。 処分委託先の定期視察の実施。 新築産廃：建築現場での余剰材の発生抑制と 現場25分別の徹底によるゼロエミッションの推進。					

①現状

		【目標】				
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	50.000	150.000	0.000	0.000	200.000	
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	400.000	300.000	0.000	0.000	700.000	
金属くず	45.000	45.000	0.000	0.000	90.000	
紙くず	10.000	25.000	0.000	0.000	35.000	
建設工事の繊維くず	2.500	2.500	0.000	0.000	5.000	
廃プラスチック類	10.000	75.000	0.000	0.000	85.000	
木くず	100.000	200.000	0.000	0.000	300.000	
建設混合廃棄物	50.000	0.000	0.000	0.000	50.000	
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>解体産廃：現場分別の推進。 処分委託先の視察の継続。</p> <p>新築産廃：現場での産廃発生量の削減をはかる。 現場・資源循環センターともに分別の精度を向上させ、再生利用業者への委託割合を向上させる。</p>						
②計画						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。